

殺人未遂につき、中止未遂が認められ、保護観察付執行猶予に付された事例

【文献種別】 判決／福岡地方裁判所

【裁判年月日】 令和6年5月30日

【事件番号】 令和6年(わ)第25号

【事件名】 殺人未遂被告事件

【裁判結果】 有罪

【参照法令】 刑法203条・199条・43条ただし書・68条3号

【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25620107

大阪公立大学教授 金澤真理

事実の概要

被告人は、不安症や不眠症と診断されて、心療内科への通院を続けていたが、軽度の知的障害をもつ長男を出産してからは両親を含め4人で同居し、シングルマザーとして仕事や家事もしていた。脳梗塞の後遺症が残る父親の要介護度が進み、また重度の統合失調症を患う母親の体調も悪化して、被告人は、その介護も負担するようになった。その後、父母が相次いで施設に入所したため長男と二人で生活するようになった被告人は、日頃から相談相手となり心の拠りどころとなっていた両親が身近にいなくなったことで、不安や孤独感を深めるようになり、また、職場の人間関係がうまくいかなくなって勤務先を退職した。この頃から、被告人は、不安症や不眠症の症状が悪化し、食事の量が減って体重が激減したり、睡眠薬を飲んでも数時間しか眠れず、パニック障害や適応障害の症状もみられるようになり、死んでしまいたいという気持ち(希死念慮)が高まった。被告人は入院したいと考えたが、長男から「僕ががんばるから入院しないで」と言われて、長男を一人置いて入院できないと考えるようになった。そこで各種の相談窓口に相談したが、期待するような回答を得られず、希死念慮の高まりは止まらなかった。

犯行当日、被告人は、自宅で寝ていた長男(当時9歳)を見たとき、愛おしさを感じると同時に、疲れた、燃え尽きた、休みたい、死んでしまいたいという気持ちが抑えきれなくなり、自殺を決意したが、長男を一人残しておけないと考え、とっさに長男の首を絞めて殺害することを決意し、殺

意をもって、その頸部に付近にあった携帯電話機用充電器コードを巻き付けて絞めたが、被害者が意識を失い呼吸が浅くなったことから途中で首を絞めるのをやめた。さらに、パン切り包丁で自らの頸部を切りつけて自殺をはかったが、意識を取り戻した長男が自分を呼ぶ声を聞きわれにかえり、それ以上殺害行為を続けることはしなかった。長男は、全治約1か月間を要する頸部圧迫による頭部・顔面うっ血等の傷害を負った。

判決の要旨

福岡地裁は、以下の理由で懲役3年(保護観察付執行猶予)の求刑に対し、自己の意思により犯行を中止した事案であるとして被告人を懲役3年に処し、4年間の保護観察付執行猶予に付した(裁判員裁判)。「被告人は、寝ていて抵抗できない被害者に対し、両手に持った充電器コードで首を絞め、被害者が目を覚まして抵抗し、ベッドから落ちてもお首を絞め続けた。犯行態様は相応に執拗で、生命に対する危険性も低いものではなかった。また、被告人が途中で首を絞めるのをやめたのは、被害者が意識を失い呼吸が浅くなったことからそのまま被害者が死に至ると考えたからにすぎない。被告人は、被害者を残してはおけないという思いからとっさに無理心中しようとしており、被告人の一方的な考えで子の命を奪おうとすることはやはり許されるものではない。もっとも、被告人がそのような判断をするに至ったのは、両親の介護や被害者の養育等を一人で負担するなかで精神的に疲弊していたところ、更に両親の施設

入所を機に不安や孤独感を深め、職場の人間関係も悪化して退職することとなったことで、更にストレスを抱えて精神状態を悪化させたことによるものであり、被害者を残しておけないなどと思いつめた経緯をみると、被告人だけにその責任を負わせることはできない。加えて、被告人は、パン切り包丁で自らの頸部を切り付けて自殺を図ったが、被害者が意識を取戻して『ママ、ママ』と呼ぶ声を聞いて、われに返り、再び被害者の殺害を遂げようとはせずに自らの意思により犯行を中止している。また、本件により、被害者は全治約1か月間を要する頸部圧迫による頭部・顔面うっ血等の傷害を負ったものの、幸いにも点滴治療のみで足りる程度のものであり、後遺症も残らなかった。

以上によれば、本件の行為責任は軽いものとはいえないものの、同種の心中を目的とする子に対する殺人未遂事案の中で、実刑が想定されるような特に重い部類に属する事案ではない。

その上で一般情状を検討すると、被告人は公判廷で犯行に至る経緯等を真摯に供述して反省の情を示し、同じ過ちを繰り返さないよう、今後は更生保護施設に入所して生活を立て直し、医療機関に入通院したり、就労するなどして、周囲から孤立しないよう努めると述べて、更生への意欲を示している。また、被告人に前科前歴はなく、被害者も被告人の処罰を望んでいない。

そうすると、被告人については、主文の刑に処してその刑事責任を明らかにした上で、今回限り社会内での更生の機会を与えるのが相当である。その上で、被告人には今後も人と接する機会や心理面での支援が必要であるとともに、本格的な更生環境の構築がこれから行われていくことを考慮すると、今後の生活等について公的機関による指導監督を付け加えることが適切であり、執行猶予の期間中、被告人を保護観察に付することとした。」

判例の解説

一 はじめに

刑法43条ただし書が規定する自己の意思による犯行の中止（中止未遂）には、作為と不作為の二態様がある。特に、行為者がいったん実行に着手しながら、以後の続行をやめ、犯罪を未完成に

終わらせる等、不作為の態様で中止未遂の法的効果を得るには何をしなければならぬかは、理論的に重要な問いであるとともに、実践的思考を要する論点である。中止行為を判断する時期や自己の行為についての行為者の主観的評価を、中止未遂の要件との関係でどのように整理するかは、自明でなく整理を要する。中止の動機と任意性の存否の関係をめぐっては、なお議論があり、実務の判断も一様ではない。法令適用の局面で、中止未遂の要件に即した考察が求められているのである。中止未遂が成立したかどうかは、量刑上の考慮要素でもあることは勿論であるが、その前提として、43条ただし書の適否を理論的に確定することが必須である。

二 中止行為

犯罪の実行に着手してこれを遂げないと定める43条本文規定の障碍未遂と異なり、中止未遂においては、中止行為が必要である。既遂結果発生防止のための行動を要するか、それともただ行為を思いとどまって身を退くだけで中止行為が認められるかの態様の区別については、かつては実行行為の終了時期の問題であるとして、不作為の中止が認められるのは、実行行為が終了していない「着手未遂」の場合であると説明されてきた¹⁾。しかし、中止行為の判断に際し、実行行為の終了時期という形式的基準によらず、むしろどのような行為が中止行為として必要かを実質的に見定めることが重要であるという認識が正当にも共有されるに至った。日本の母法であるドイツ刑法の議論では、行為開始時の行為者の主観を基準とする従前の基準によらず、行為の中断時点を基準とする見解が支配的になった（ドイツの実務では、この状況を「中止の地平」の観点が導入されたと称する²⁾）。この考え方から示唆を得て、現在は、行為を中断した時点で、行為者自身が結果防止を行わなければならない事態となっているかを重視して中止行為の態様を論定しようとする見解が有力に主張される³⁾。

判例は、必ずしも統一的な基準により中止行為の判断を下しているわけではない。専ら行為開始時に予測される危険に基づき、結果発生防止の要否を判断するものもあれば⁴⁾、行為者の当初の行為計画に言及するものもある⁵⁾。しかし、ただ行為計画のみに基づいて中止行為を判断しているわ

けではなく、むしろ既に生じた被害の状況に即して、行為者の行為によって惹起された法益侵害の危険を基準に、必要な既遂の阻止方法は何かを論証する事例が少なくない⁶⁾。行為を中断した時点で因果関係を遮断しなければ結果が発生するほど危険が切迫している状態となったときには、当然積極的な結果防止が必要となることから⁷⁾、実務的な合理性に基づく判断といえよう。さらに、これに加え、例えば殺人を試みて相手に既に傷害を負わせていても、行為中断時の状況に照らし、行為の続行可能性があったかを考慮に入れる例もある⁸⁾。

本判決がいずれの観点から中止未遂を認めたのか、公開されている判文からは明らかでない⁹⁾。被告人の行為中断時点を基準に「生命に対する危険性も低いものではなく」、「被害者が意識を失い呼吸が浅くなった」こと、加えて、絞首の中断理由としては「そのまま被害者が死に至ると考えたからにすぎない」ことが認定され、既に結果発生防止を要するとして、不作為の中止が否定されてもおかしくはない（もとより被害者が救命治療を受けたことが明らかな本件においては、救命につなげる作為が考慮されているとも解される）のである。

これを本判決と同様に絞首による殺人未遂を扱った福岡高判平 11・9・7（判時 1691 号 156 頁）と比べると、結果発生危険の程度に若干の相違が看取される。福岡高裁判決は、自動車内で運転席に座っていた被害者に対し、助手席から両手で頸部を締めつけた被告人の行為は、「頸部をその意識が薄らぐ程度まで力一杯絞め、一旦逃げ出した被害者を連れ戻したのち、更に左手で体重をかけて力任せに頸部を絞め、同女がぐったりとなり気を失ったのちも約 30 秒間絞め続けた」、その結果、被害者は 5 日間の入院治療を受けた後「一週間を経過しても、なお眼球結膜のうっ血が消失していない」状況を認定し、「被害者の生命に対し、現実的な危険性を生じさせたもの」であるとして、不作為態様の中止を否定した。この例と比べると、本判決の事例では、比較的早期に被害者が意識を取り戻して被告人に呼びかけ、結局傷害は軽度で後遺症も残らなかったことが併せて考慮されたとみることができる。もっとも、実務における結果発生危険性の評価には、相当の幅があることに注意しなければならない¹⁰⁾。

三 任意性

中止行為の任意性の有無の判断基準は、中止未遂の規定根拠をめぐる議論を反映して議論が盛んに行われてきた¹¹⁾。学説は、行為者を基準として、「行為しようとするならば可能であった、にもかかわらずそれを欲しなかった」というドイツにおいて伝統的に主張されてきたフランクの公式を採用する主観説、行為者の外部的表象を基底として、既遂を妨げる障碍たりうるかを一般的に判断する客観説の二説が対立して主張され、その中間に、主観説のヴァリエーションとして、反省、悔悟等のいわゆる「広義の後悔」に基づいて中止した場合にのみ任意性があると認める限定的主観説、客観説のヴァリエーションとして、外部的事情の行為者の受け取り方を客観的に判断する見解、実行に着手した犯罪者を基準として、不合理な中止を判断したか否かを基準とする見解等が分岐する¹²⁾。

判例は、当初、行為者の中止の契機が外部的障碍によるものである場合に任意性を否定する主観説を採っていた。実際には行為者が自身の内部的動機に基づいて中止した場合でなければ任意性を認めないという運用である¹³⁾。しかし、人の行為のすべてが内発的動因によるとは限らず、むしろ外部の様々な刺激に応じて行動を変えることが少なくない。このような場合を対象から除けば、結果的に任意性が認められる範囲は限定されることとなる。そのため、中止の契機となった外部的事情のすべてを任意性を否定する要素とは解さず、むしろかかる外部的事情と直面した行為者が通常中止するかどうかという指標を用いる客観説が採用されるに至った¹⁴⁾。もっとも、流血が逆るのを見る、あるいは被害者の悲鳴や懇願を聞くという外部的な諸事情の受容は、必ずしも一般的に犯行継続の障碍となるとは限らない。それ故実務においては、こうした外部的事実の表象を行為者の中止の動機に結びつけ、われにかえり、反省して行為を中断した場合には任意性を認める限定的主観説に沿った判断が行われてきたものと解される。

しかし、限定的主観説は、まず、中止行為が「自己の意思により」なされるべきことを規定する法条に過度の限定を加えるものであり、認めがたい¹⁵⁾。倫理的な動機に基づく中止のみを任意と解する論は、法文に根拠をもたないばかりでなく、

法政策としても合理性があるとはいえないのである。実際、行為者の中止の動機となりうる要因は複合的であり、任意性が認められる事例も「倫理的動機により反省して中止した」と図式化できるものばかりではない¹⁶⁾。そうであれば、一見相矛盾する状況の中から、任意性を基礎づける要素は何かを見出すことが重要になる。本判決は、被告人は、「そのまま被害者が死に至ると考えた」ことから首を絞めるのをやめたと認定する。しかし、その後、被害者の声を聞いて「われにかえり」犯行を中止したことは、必ずしも反省に基づいたという面でのみ評価するのではなく、外部的要因に強制されたのではなく、むしろ行為者自身の情操により中止の決断に至ったと解しうるのであるから、動機の倫理性にかかわらず、自己の意思による犯行の中止と判断することができよう。

四 執行猶予の可否

刑の下限が5年と法定される殺人に法律上の減軽が必要なる中止未遂が成立すれば、執行猶予付与の検討の余地が生じる¹⁷⁾。既に裁判員裁判を含む司法実務では、介護殺人等の場合につき裁判員の見方は同情的な面があるとして、執行猶予率が高い傾向があると指摘される¹⁸⁾。また、執行猶予が付されたケースについては保護観察に付される比率が高いとも述べられる¹⁹⁾。本件において、実刑よりも執行猶予の付与が目指されるのは、短期自由刑の弊害の回避はもとより²⁰⁾、被告人を唯一の家族とする被害者の生活を優先した量刑上の考慮であり、同情を過剰に重視すべきではない。むしろ量刑事由に記されるように、行為責任自体は重いと判断されている本件では、寄る辺のない状況に置かれた被告人の責任が中止未遂の成否や量刑の段階で如何に考慮されるか、解明される必要があった。裁判員裁判で減軽・猶予の可能性が複合して問われる場合、一層懇切な説明が求められよう。

●—注

- 1) 団藤重光『刑法綱要総論〔第三版〕』（創文社、1990年）364頁以下等。
- 2) 金澤真理『中止未遂の本質』（成文堂、2006年）119頁以下参照。
- 3) 山中敬一『中止未遂の研究』（成文堂、2001年）214頁以下。
- 4) 大阪高判昭44・10・17判タ244号290頁。

- 5) 福岡高判昭61・3・6高刑集39巻1号1頁。
- 6) 東京地判昭40・4・28下刑集7巻4号766頁、東京高判昭51・7・14判時834号106頁、宮崎地都城支判昭59・1・25判タ525号302頁。
- 7) 山中・前掲注3) 215頁参照。なお論者は、因果関係遮断の必要性という客観的基準に加え、中止行為の主観的要素として中止故意を必要とする。
- 8) 前掲東京高裁昭和51年判決、横浜地川崎支判昭52・9・19刑裁月報9巻9=10号739頁、名古屋高判平2・1・25判タ739号243頁。
- 9) 法令の適用に関する判文は省略されている。
- 10) 本件同様母親による無理心中事例である横浜地判平10・3・30判時1649号176頁は、被告人が鋭利な包丁（刃体の長さ13センチメートル）で長男の前胸部、左側胸部、左腰部等をめがけて数回突き刺した事案につき、「その部位がわずかでもずれていれば死に至りかねない危険かつ悪質」な犯行態様であるとしながらも、119番通報して治療を受けさせた被告人の行為に中止未遂を認め懲役3年の刑を言い渡し、4年の執行猶予に付した。
- 11) 中止未遂の主観面への注目と、規定の根拠をめぐる議論の推移に関しては、金澤・前掲注2) 5頁以下参照。
- 12) 学説の分岐に関しては、金澤「中止行為の任意性について」山形大学法政論集47号（2008年）22頁以下。
- 13) 大判大2・11・18刑録19輯1212頁、大判昭11・3・6刑集16巻272頁。
- 14) 大判昭12・9・21刑集16巻1303頁、最判昭24・7・9刑集3巻8号1174頁、最判昭32・9・10刑集11巻9号2202頁。
- 15) 野澤充「中止行為の任意性」『刑法判例百選I総論〔第8版〕』（2020年）140頁。
- 16) 前掲宮崎地裁都城支部昭和59年判決は、驚愕が中止の契機となった事例につき、驚愕は行為継続の障害ではなく、むしろ正気を取り戻すきっかけとなり、被害者に対する思い詰めた気持ちから解放されたと認定した。また、前掲福岡高裁昭和61年判決も、被告人が被害者の多量の出血を見て中止した事例につき、「外部的事実の表象が中止行為の契機となっている場合であっても、犯人がその表象によって必ずしも中止行為に出るとは限らない場合に敢えて中止行為に出るときには、任意の意思によるものとみるべき」であるとして、任意性を肯定した。
- 17) また、法律上の減軽に加え酌量減軽を施すことができるかは、理論的検討を要する問題である。江藤隆之「法律上の刑の減軽事由の競合」桃山31号（2019年）1頁以下（11頁）。
- 18) 原田國男「裁判員裁判における量刑傾向：見えてきた新しい姿」慶応ロー27号（2013年）161頁以下（163頁以下）。
- 19) 城下裕二『責任と刑罰の現在』（成文堂、2019年）250頁。
- 20) 原田・前掲注18) 163頁。